

はり灸マッサージが健康保険で受けられます

保険治療

Q & A

Q 健康保険ではり灸マッサージ治療を受けたいのですが?

A 先ず、次に掲げる保険取扱いの対象である疾患または症状に該当するかを確認し、はり灸か、マッサージのいずれかを選んでください。

はり灸の保険取扱いの対象

- ①神経痛…身体のあらゆる場所の慢性的な痛み
- ②リウマチ…病院でリウマチと診断されたもの
- ③頸腕症候群…頸部(首)、肩関節、上肢(腕)の筋肉牽帶から発生する頸、肩、腕の痛みやしびれ感など
- ④五十肩…肩関節の疼痛疾患で、腕の痛みや腕を上げる、後ろに回すなどの動作が困難
- ⑤腰痛症…腰の痛み、重だるさ、下肢への関連痛など特に筋肉や靭帯による疼痛
- ⑥頸椎捻挫後遺症…むち打ち症の後遺症
- ⑦その他慢性的な痛みを主症とするもの

マッサージの保険取扱いの対象

- ①筋麻痺
 - ②関節拘縮
- 例えば、脳血管障害の後遺症や骨折や手術後の障害で、筋肉が麻痺して自由に動けない、関節が硬くて動きが悪いなど医療上マッサージを必要とする症状が対象となります。

Q 肩こりや腰痛などの軽い症状でも?

A マッサージの場合は、単に疲労回復や慰安の目的では保険の対象外となります。

保険治療=医師の同意書+保険証+印鑑

Q 次はどうすれば?

A 保険治療を行うには必ず医師の同意書が必要です。

同意書入手するための手順

- ①保険取り扱い治療院で同意書の用紙をもらってきてください。
- ②その用紙を持って、日頃通院している病院に行き、診察を受けた後に同意書の記入をお願いしてください。
- ③記入済みの同意書、保険証、印鑑を持って治療院で治療を受けてください。



Q 治療時間や料金は?

A 治療時間は20分前後が一般的といわれています。料金は1割負担なら1回500円前後です。(施術箇所及び出張治療の場合には距離により異なるため金額が多少前後します)

Q 期間や回数の制限は?

A 特にありませんが、一同意書での有効治療期間は約3ヶ月です。3ヶ月以降は、同意医師より再同意をいただくことで、継続して治療を受けることもできます。

Q 自宅まで出張治療をお願いすることは?

A 寝たきり又は歩行困難と認められる場合に限って可能ですが、こちらも医師の同意をいただく必要があります。

※介護保険サービスではないので要介護度や介護保険の限度額を気にせずに利用いただけます。

その他、詳細については各治療院にお問い合わせください。

脳出血で倒れたA子さんの場合

3ヶ月の入院生活を終り退院しましたが、左半身のマヒが残ってしまいました。病院のリハビリに通うよう医師にも言われましたが、遠方ですし、運転も危険できません。そこで、K治療院に相談の電話がありました。

「病院に入院中のようにリハビリを家でやってほしい。マヒしている左腕や左足が重くて思うように動かない。お金も将来を考えると、あまり使えない」

このような内容の相談でしたので、医師の診察の日に「同意書」を書いてもらってくるよう用紙を渡しました。後日彼女から「同意書」をもらった旨の連絡を受け、翌日から週4回ほどお宅を訪問し、リハビリに加えマヒしている筋肉のマッサージを行っています。出張治療の他に病院でも定期的に診察及びリハビリを受け、彼女は寝たきりにもならず、明るい表情を取り戻し、生きがいも見つけ出しています。

※あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師による治療の為の施術料は医療費控除の対象になりますので、領収書を受け取り大切に保管してください。